

子育て世帯を支援

各手当・医療費助成など

区では、児童手当をはじめとする各手当のほか、子ども医療費助成等を実施しています。

各手当とひとり親家庭等医療費助成には所得制限があります。各手当は申請日の翌月分からの支給となります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

子育て世帯を支援する各手当とひとり親家庭等医療費助成には所得制限があります。各手当は申請日の翌月分からの支給となります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

児童手当

日本に居住している15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している親または養育者

【手当額(月額)】

- 3歳未満…15,000円
- 3歳～小学校修了前(第1子・第2子)…10,000円
- 3歳～小学校修了前(第3子以降)…15,000円
- 中学生…10,000円

子ども医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

児童育成手当

母子・父子家庭または同等の

特別児童扶養手当

障害を有する20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合

- おおむね身障手帳1～3級程度の児童
- おおむね愛の手帳1～3程度の児童
- 長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

【手当額(月額)】

- 重度(身障手帳1・2級、愛の手帳1・2程度)の児童 1人につき53,700円
- 中度(身障手帳3級、愛の手帳3程度)の児童 1人につき35,760円

ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が下表のいずれかに該当する場合

児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が下表のいずれかに該当する場合

- 【手当額(月額)】
- 1人目…10,410～44,140円
- 2人目…5,210～10,420円を加算
- 3人目以降…1人につき3,130～6,250円を加算

児童手当の再申請は5月中旬に

所得上限超過で手当が不支給となっている方へ

所得上限超過により児童手当が不支給となっている方で、令和4年中の所得が、下表の①もしくは②の範囲内に該当すると見込まれる場合、児童手当の再申請が必要です。なお、申請が認定された場合、令和5年6月分(10月支払分)から手当が支給されます。

- 【申請期限】5月31日(水)
- ※再申請が5月中にできない場合は、あらかじめご相談ください。
- 【必要書類】児童手当・特例給付認定請求書(書類は窓口および区ホームページにあります)

子育て応援! 児童福祉週間

5月5日(金・祝)～11日(木)

5月5日の「こどもの日」から始まる1週間は、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考える「児童福祉週間」です。

区では基本構想で掲げる「未来を担うこどもを育むまち」を目指してさまざまな取り組みを行っています。

子どもと一緒に遊べる場所

区内には17か所の児童館と8か所の子ども家庭支援センター、子どもプラザがあります。どの施設も0歳から親子で遊ぶことができる「子育てひろば事業」を行っています。保護者が情報交換をしたり、同世代の子どもたち同士でのびのびと遊んだりすることが出来ます。

現代社会の子育て

核家族が進み、地域のつながりが希薄になりつつある現代社会において、こどもを育てることは、ときに困難を伴うことがあります。コロナ禍で、長期間にわたるさまざまな制限があ

1ジをご確認いただくか、お問い合わせください。

子ども家庭支援課給付係

☎(3647)4754
FAX(3647)9196

所得制限限度額表・所得上限限度額表

扶養親族等の数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

※扶養親族等の数は、税法上の同一生計配偶者および扶養親族の数です。
※扶養親族等の数に応じて、限度額は1人につき38万円(同一生計配偶者(70歳以上の方に限ります。))または老人扶養親族である場合は44万円)を加算した額となります。



ら小・中学生、高校生世代になっても、続けて遊びに来ることが出来る地域の子育て基地です。また、子ども家庭支援センターと子どもプラザは、妊娠期から利用できる、子育てに関するさまざまな情報入手できます。子育て世代の温かい「こころの輪」を広げましょう。

ぜひお近くの施設をご利用ください。各施設の催し物等の情報は区ホームページをご覧ください。

子ども家庭支援課子ども家庭係

☎(3647)9230
FAX(3647)9196

5/1(月)・2(火) 区役所・出張所で電子証明書関係の手続きはできません

5/1(月)・2(火)は、国のシステムメンテナンスのため、区役所と出張所で、電子証明書の発行、更新、失効、暗証番号初期化・変更、マイナンバーカードの券面事項更新、暗証番号初期化の手続きはできません。別の日の来庁を検討ください。☎区民課住民記録係3647-3162、FAX3647-9206